

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年5月21日)

【 件 名 】

- 1 社会福祉法人「寿耕会」及び「ケアパートナーズ」の改善措置状況報告書
(第2次分)について (福祉保健課) …… 1
- 2 社会福祉法人「あすなる会」の改善状況について
(福祉保健課) …… 23

福 祉 保 健 部

社会福祉法人「寿耕会」及び「ケアパートナーズ」の
改善措置状況報告書(第2次分)について

平成25年5月21日
福祉保健課

社会福祉法人「寿耕会」及び「ケアパートナーズ」の改善措置状況報告書(第2次分)が提出されましたので報告します。

1 改善措置状況報告の提出状況

(1) 前回(第1次分)提出年月日…平成25年4月17日(提出期限:4月18日、常任委員会報告は4月19日)

(第1次分報告分は、主に理事会・評議員会、事務局体制の見直し等についての改善報告)

(2) 今回(第2次分)提出年月日…平成25年5月17日(提出期限:5月17日)

2 改善措置命令の概要

今回報告分に係る改善命令は、個々の不適正事案に対する新体制における実態解明の状況や損害の返還請求、あるいは関係者に対する法的措置の検討や再発防止策等についてのものである。(別紙参照)

3 改善措置状況報告の概要

(1) 寿耕会

改善措置命令の内容	改善措置状況の概要
<p>1 架空の理事会・評議員会の議事録偽造や内容の改ざんを行うに至った原因を明らかにするとともに、これらの事案以外にも議事録の偽造、改ざんをした事例がないか、平成19年以前についても確認すること。</p> <p>また、当該事案に関与した役職員の責任を明確にするるとともに、適正な理事会・評議員会のあり方を再検証して、具体的な再発防止策を講じること。</p>	<p>○理事会・評議員会の議事録偽造、改ざんの経過</p> <p>①平成20年8月に前理事長が倒れる以前から、前理事長が前事務長に議事録の偽造、改ざんを指示。</p> <p>②平成20年8月以降は、前理事長の姉(前理事)が議事録の偽造を前事務長に指示。また、前事務長は、前理事長が倒れる以前の指示を踏襲し、欠席者が出席したかのように装う議事録の改ざんを継続。</p> <p>○議事録偽造・改ざんの手口</p> <p>・議事録署名人に無断で印章(三文判)を準備(常備)して前理事長が勝手に押印。</p> <p>○過去(平成19年以前)の議事録偽造の調査・検証</p> <p>現時点では、平成19年以前の偽造、改ざんの実態は確認できていない。 →平成19年以前の議事録は、既退職者が作成しており解明は不十分。</p> <p>○再発防止策</p> <p>①事前に日程調整の上、全員が出席できるよう配慮し開催日を決定する。 ②録音等で記録の上、正確な議事録を作成する。</p> <p>○今後の実態解明と法的な対応</p> <p>未だ実態解明に不十分な点があるため、弁護士を中心とした調査委員会を設置して実態解明を進める。 →実態解明の状況により、必要に応じて関係者に対する法的措置を検討</p>
<p>2 前施設長(理事長)の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する前施設長給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに早急に不適正支出額の回収に努めること。</p> <p>なお、不適正支出額の返済に応じないなど真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。</p> <p>また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。</p>	<p>○前施設長(理事長)の勤務実態</p> <p>①前施設長(理事長)の指示で、平成5年の開設当初から常勤しているように当時の事務長がタイムカードを偽造していたようであるが、当該タイムカードは保存年限が超過したため現存していない。</p> <p>②平成18年までは鳥取に出向くことが多かったとの証言があるが、その事実を証明する証憑はない。</p> <p>○給与等の返還請求</p> <p>前理事長が施設長として勤務した期間のうち、記録が残る平成8年から平成18年に支払われた給与等の総額、84,147,168円を不適正支出として前理事長に請求する。</p> <p>○今後の実態解明と法的な対応</p> <p>未だ実態解明に不十分な点があるため、弁護士を中心とした調査委員会を設置して実態解明を進める。 →実態解明の状況により、必要に応じて関係者に対する法的措置を検討</p>

改善措置命令の内容	改善措置状況の要旨
<p>3 理事長の勤務実態をさらに詳細に調査した上で、理事長に対する理事長報酬等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。</p> <p>なお、不適正支出額の返済に応じないなど真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。</p>	<p>○理事長としての勤務実態</p> <p>①当時の関係者からの聞取によれば、前理事長が法人を訪れていたことは確かだが、正確な日時や回数、行った業務内容は定かではなく、勤務実態が確認できる証憑書類もなかった。</p> <p>②ただし、平成20年8月に倒れて以降は、理事長としての勤務は不可能と判断される。</p> <p>○産業医としての勤務実態</p> <p>実際には職場訪問も職場巡視も行われていないが、前理事長から「月2、3回程度は訪問し、産業医の業務を行っていたように記録せよ」との偽造指示があった。</p> <p>○報酬等の返還請求</p> <p>平成20年8月に倒れて以降の勤務不可能と判断される期間の理事長報酬等8,000千円及び産業医報酬3,200千円の全額を不適正支出として前理事長に返還請求する。</p> <p>○今後の実態解明と法的な対応</p> <p>未だ実態解明に不十分な点があるため、弁護士を中心とした調査委員会を設置して実態解明を進める。</p> <p>→実態解明の状況により、必要に応じて関係者に対する法的措置を検討</p>
<p>4 前次長の勤務実態をさらに詳細に調査した上で、前次長に対する給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。</p> <p>なお、不適正支出額の返済に応じないなど真摯な対応がない場合は法的措置を含め厳正な措置を講じること。また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。</p>	<p>○前次長の勤務実態</p> <p>①前次長(前理事長の姉)は、週半分程度は勤務していたと主張、また、開設当時の事務長及び前事務長によれば、開設当初の平成5年～平成17年の期間については週3日程度勤務していたとのことだが、いずれも勤務状況、業務内容を証明する証憑書類はない。</p> <p>②開設当初から前次長が常勤で勤務しているようにタイムカード等を偽造するよう前理事長から当時の事務長に指示がありタイムカードの偽造が行われていた。</p> <p>○給与等の返還請求</p> <p>前次長が勤務していた平成7年10月から平成23年2月のうち、記録が残っている平成8年1月から平成22年3月までの支出額59,558,812円を不適正支出として前次長に返還請求する。</p> <p>○今後の実態解明と法的な対応</p> <p>未だ実態解明に不十分な点があるため、弁護士を中心とした調査委員会を設置して実態解明を進める。</p> <p>→実態解明の状況により、必要に応じて関係者に対する法的措置を検討</p>
<p>5 法人所有の乗用車2台について、利用実態を再確認するとともに、同様の事例がないか調査すること。調査の結果、法人に損害が発生しているのであれば、適正に損害額を算定して回収に努めること。</p>	<p>○法人所有の乗用車の実態調査</p> <p>①目的外使用の乗用車は県が指摘した2台のみであった。</p> <p>②2台の乗用車は前理事長の指示により購入後、法人に納車されることなく医療法人関係者が大阪に持ち帰っていた。</p> <p>○法人の評価</p> <p>2台の乗用車は前理事長若しくは医療法人が使用するために購入されたと考えられる。</p> <p>○購入代金の返還請求</p> <p>乗用車2台の取得価格全額3,514,260円を不適正支出として前理事長に返還請求する。</p> <p>○今後の実態解明と法的な対応</p> <p>未だ実態解明に不十分な点があるため、弁護士を中心とした調査委員会を設置して実態解明を進める。</p> <p>→実態解明の状況により、必要に応じて関係者に対する法的措置を検討</p>
<p>6 法人と医療法人が不明瞭な健康診断業務委託契約を締結した経緯を明らかにするとともに健康診断の業務委託に不適正な事項はなかったか検証すること。</p> <p>また、検証の結果、健康診断が法的な要件を満たしていなかったなど、健康診断業務委託に関して医療法人に債務不履行が認められた場合には、その責任を追及すること。</p>	<p>○不明瞭な健康診断委託の実態</p> <p>①前事務長によれば、健康診断委託契約書は前理事長の指示により大阪で作成されたので、作成の経過は分からないとのこと。</p> <p>②健康診断で必須である医師の問診が行われていなかった。また、平成19年までは前理事長(医師)が現地で指示をしていたようだが問診は行われていなかった。</p> <p>○法人の評価</p> <p>不明瞭な契約書の締結や医師の問診のない健康診断委託契約は無効</p> <p>○健康診断委託料の返還請求</p> <p>平成18年から平成24年までの支出額9,070,065円を不適正支出として医療法人に返還請求する。</p> <p>○今後の実態解明と法的な対応</p> <p>未だ実態解明に不十分な点があるため、弁護士を中心とした調査委員会を設置して実態解明を進める。</p> <p>→実態解明の状況により、必要に応じて関係者に対する法的措置を検討</p>

(2) ケアパートナーズ

改善措置命令の内容	改善措置状況の要旨
<p>1 平成16年の法人設立に際し支出された開設準備費(40,389,0410円)の資金使途を解明し、客観的な証ひょう書類等に基づき法人業務との関連性を明らかにするとともに、この他にも使途不明金がないか再度確認すること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与したものの責任を明確にし、今後の再発防止策を報告すること。</p>	<p>○開設準備費(40,389千円)の資金使途 ①支出内容が客観的な証憑書類等で確認ができたものは10件(9,265,459円)であり、このうち法人の関連支出として認められるものは、設計監理料(2,100,000円)のみであった。 ②また、前理事長によれば、その余の資金(31,123,582円)のほとんどを、法人とは関係なく他県で進められていた「高齢者向け優良賃貸住宅等関連事業」の準備費用に使用したとのことである。</p> <p>○新たな使途不明金について 平成17年度決算における建設仮勘定(4,547,027円)について、資金使途が確認できず、法人との関連性が認められなかった。 これについては、資金使途の解明に努めるとともに当時の理事らと約定を交わして返還を求める。</p> <p>○法人の評価 法人との関連性がない支出であることは判明したが、具体的な資金使途の解明には至らなかった。</p> <p>○今後の実態解明と法的な対応 未だ実態解明に不十分な点があるため、弁護士を中心とした第三者による調査委員会を設置して実態解明を進める。 →実態解明の状況により、必要に応じて関係者に対する法的措置を検討 →調査結果に基づき、今回留任した理事2名の退任の必要性も併せて検討</p>
<p>2 平成16年の法人設立時に履行されていない寄附金(20,000,000円)について、寄附が履行されなかった経緯及び理由を明らかにし、寄附金贈与契約の有効性を確認するとともに、今後の法人の対応を報告すること。</p>	<p>○前理事長の寄附金不履行の主な理由 ①前理事長によれば、経営する会社の経営状況が悪いことと、JA関連の助成金約3千万円が補助されることとなったことを理由に寄附を履行しなかったとのことだが、前理事長の一連の行動に鑑み、元々、寄附する意思がなかったものと認められる。 ②寄附が履行されない状況について、当時の理事は理事会に諮ることもなく、前理事長に対して厳しく履行を求めることもなかった。</p> <p>○契約の有効性と寄附金2千万円の履行 寄附金の贈与契約は現在でも有効であり、併せて、平成25年5月13日付けで前理事長から債務承認承諾書を徴した。 寄附金2千万円のうち1千400万円は他の理事により第三者弁済済みであり、未履行分600万円については、平成25年5月13日付けで支払期限を今年12月末と定めた公正証書を作成し、確実な履行を求めている。</p>

4 今後の対応

両法人とも役員体制を改めて改善に取り組んでいるが、今回の報告では個々の不適正事案の実態解明には至っておらず、それぞれ、弁護士等を中心とする調査委員会を設けて、更なる調査を行うこととされている。
こうした法人による今後の調査等を踏まえながら、今回報告された改善措置の着実な実行を促すとともに、適切な損害の回収や必要に応じた法的責任の追及など、継続的に指導を行う。

社会福祉法人「寿耕会」に対する改善措置命令について

平成25年3月18日
福祉保健課

社会福祉法人「寿耕会」（以下「法人」という。）について、社会福祉法第56条第1項に基づいて監査を実施した結果、法人運営が著しく適正を欠くと認められるので、本日、社会福祉法第56条第2項に基づいて改善措置命令を発出しました。

1 不適正事案の概要

(1) 法人経営の現状

法人は平成4年に認可、江府町に特養(チロルの里)を設置するも、大阪府に拠点を置く医療法人の運営を優先、理事会が未開催など運営はずさん。

平成20年8月、理事長は病気で倒れ、法人運営に携わることは困難な状況にある。

(2) 主な不適正事案

①理事会・評議員会の未開催と議事録の偽造及び改ざん

・平成20年度から23年度の間、理事会・評議員会をそれぞれ9回開催したとする議事録が作成されていたが、実際には開催されていないにも関わらず、架空の議事録が作成されたり、理事会・評議員会は開催されているものの、欠席した理事・評議員が出席しているかのように議事録が改ざんされていた。(偽造各7回、改ざん各2回)

②勤務実態が不明な前施設長(理事長)への給与等の支払い

・平成5年7月から平成18年5月までの間、理事長は特別養護老人ホームの施設長を兼務し施設長給与等が支給されていたが、施設長には常勤が求められるにも関わらず、理事長は大阪府に在住しており、その勤務実態が不明なまま。

・法人によれば、「本人申告では月10日程度の訪問をしていた」「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とのこと。

⇒施設長給与等支給額：84,147千円(平成8年～18年の11年分)

(施設長給与52,119千円、各種手当15,264千円、賞与16,764千円)

③勤務実態が不明な理事長への報酬等の支払い

・平成18年6月から平成24年9月までの間、理事長に理事長報酬等が支給されていたが、理事長は大阪府に在住しており、その勤務実態が不明なまま。(病気で倒れた平成20年8月以降は、法人運営に携わることは困難な状況)

・法人によれば、「本人申告では月1回程度の訪問をしていた」「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とのこと。

⇒理事長報酬等支給額：17,700千円(平成18年～24年の7年分)

(理事長報酬11,600千円、旅費2,900千円、産業医報酬3,200千円)

④勤務実態が不明な前次長(理事：理事長の姉)への給与等の支払い

・平成7年10月から平成23年2月までの間、理事の一人(理事長の姉)に特別養護老人ホームの次長として給与が支給されていたが、当該理事は大阪府に在住しており、その勤務実態が不明なまま。

・法人によれば、「本人申告では週半分程度訪問していた」「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とのこと。

⇒給与等支給額：59,559千円(平成8年～22年の15年分)

(次長給与39,832千円、各種手当7,435千円、賞与12,292千円)

⑤医療法人による法人乗用車の長期間目的外使用

・法人の乗用車を大阪において関連医療法人が長期間目的外使用

⑥医師不在のもとでの健康診断の実施、健康診断委託料の支出

⇒健康診断委託料額：9,070千円(平成18年～24の7年分)

(3) 不適正なおそれのある支出総額・・・170,476千円

支出総額は、不適正なおそれのある支出額であり、今後の解明状況によっては、不適正とみなされないものも含まれているため、全額が要返還額になるとは限らない。

2 改善措置命令の要旨

	事項	改善措置命令
第二次報告分	①理事会・評議員会の未開催と議事録の偽造及び改ざん	架空の理事会・評議員会の議事録偽造や内容の改ざんを行うに至った原因を明らかにするとともに、これらの事案以外にも議事録の偽造、改ざんをした事例がないか、平成19年度以前についても確認すること。 また、当該事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、適正な理事会・評議員会のあり方を再検証して、具体的な再発防止策を講じること。
	②勤務実態が不明な前施設長(理事長)への給与等の支払い	前施設長(理事長)の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する前施設長給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
	③勤務実態が不明な理事長への報酬等の支払い	理事長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する役員報酬等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
	④勤務実態が不明な前次長への給与等の支払い	前次長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、前次長に対する給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
	⑤法人の乗用車を関連医療法人が目的外使用	法人所有の乗用車2台について、利用実態を再確認するとともに、同様の事例がないか調査すること。調査の結果、法人に損害が発生しているのであれば、適正に損害額を算定して回収に努めること。
	⑥医療法人との不明瞭な健康診断の委託契約	法人と医療法人が不明瞭な健康診断業務委託契約を締結した経緯を明らかにするとともに、健康診断の業務委託に不適正な事項はなかったか検証すること。 また、検証の結果、健康診断が法的な要件を満たしていなかったなど、健康診断業務委託に関して医療法人に債務不履行が認められた場合は、その責任を追及すること。
第一次報告分	⑦総括	理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員を選任も含め、早急に理事会機能の充実・強化を図ること。 また、法人運営を適正化するために法人業務の遂行体制を再構築するとともに、脆弱な法人本部の事務処理体制及び経理処理体制についても、人員体制を含め、抜本的に見直すこと。 更に、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

3 これまでの指導経過

指導経過	年 月 日
平成23年度一般監査	平成24年2月23日、24日(2日間：公認会計士同行)
平成23年度監査結果通知	平成24年5月23日
監査結果に対する是正報告	平成24年7月18日
特別監査	平成24年11月1日、2日(2日間：公認会計士同行)
監査結果通知	平成24年12月4日(報告期限：平成24年12月26日)
監査結果に対する是正報告	平成24年12月26日
確認(特別)監査	平成25年1月17日
弁明の機会の付与通知	平成25年2月7日
法人の弁明書提出	平成25年2月21日

社会福祉法人「ケアパートナーズ」に対する改善措置命令について

平成25年3月18日
福祉保健課

社会福祉法人「ケアパートナーズ」(以下「法人」という。)について、社会福祉法第56条第1項に基づいて監査を実施した結果、法人運営が著しく適正を欠くと認められるので、本日、社会福祉法第56条第2項に基づいて改善措置命令を発出しました。

1 不適正事案の概要

(1) 法人経営の現状

設立時の寄附金(2千万円)の不履行と併せて、設立当初からの多額の借入金(1億7千万円)の返済が経営を圧迫している。法人設立の際の設立準備室における開設準備費(4千38万9千円)の資金使途が不明となっている。

(2) 主な不適正事案

① 法人設立の際の設立準備室における使途不明金

- 平成16年の法人設立に際し、前理事長名義で金融機関から借入れ、法人設立準備室で支出された開設準備費(40,389,041円)の資金使途が不明。
- 法人に資金使途を解明するよう求めたところ、法人設立に携わった前理事長らから、「40,389,041円のうち資金使途が証明できる2,100,000円(設計料)を除く38,289,041円及びその利息相当分を法人に返還する」との申出があったとのこと。

⇒弁明の機会付与(2月7日)後、使途不明金38,289,041円については、前理事長らから借入金利息を含めて42,504,196円が法人に返済されている。(H25.2.20)

② 法人設立時の寄附金の不履行

- 平成16年の法人設立認可申請において、法人設立代表者(前理事長)は、法人設立後1週間以内に法人に2千万円を寄附することとされていたが、寄附は不履行のまま。
- 当時、前理事長個人の寄附資力を証明するために県に提出された金融機関の残高証明書(2千万円)は、上記の開設準備費の一部(2千万円)を別口座に移して発行されたものであり、前理事長の個人資産を偽装したものであることが判明。

⇒弁明の機会付与(2月7日)後、寄附金2千万円については、前理事長に代わり理事2名から1千4百万円が寄附されている。(H25.2.20)

2 改善措置命令の要旨

	事項	改善措置命令
第二次報告分	① 法人設立の際の設立準備室における使途不明金	平成16年の法人設立に際し、支出された開設準備費(40,389,041円)の資金使途を解明し、客観的な証憑書類等に基づき法人業務との関連性を明らかにするとともに、この他にも使途不明金がないか再度確認すること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した者の責任を明確にし、再発防止策を報告すること。
	② 法人設立時の寄附金の不履行	平成16年度の法人設立時に履行されていない寄附金(20,000,000円)について、寄附が履行されなかった経緯及び理由を明らかにし、寄附金贈与契約の有効性を確認するとともに、今後の法人の対応を報告すること。
第一次報告分	③ 総括	理事長及び理事並びに監事、特に法人の設立に携わった理事は、今回の不適正事案に至った責任の所在を明確にするとともに、役員を選任も含め、早急に理事会機能及び監事機能の充実・強化を図ること。 また、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

3 これまでの指導経過

指導経過	年 月 日
平成23年度一般監査	平成24年1月26日、27日(2日間:公認会計士同行)
平成23年度監査結果通知	平成24年5月23日
監査結果に対する是正報告	平成24年6月22日
特別監査	平成24年10月18日、19日(2日間:公認会計士同行)
監査結果通知	平成24年11月9日(報告期限:平成24年11月30日)
監査結果に対する是正報告	平成24年11月30日
確認(特別)監査	平成25年12月12日
弁明の機会の付与通知	平成25年2月7日
法人の弁明書提出	平成25年2月20日



平成 25 年 5 月 17 日

鳥取県知事
平 井 伸 治 様

社会福祉法人 寿耕会
理事長 佐々木 満



改善措置命令に対する報告について

平成 25 年 3 月 18 日付鳥取県達第 201200196700 号にて改善命令があった事項 1 から 6 について改善措置状況報告書のとおり報告いたします。

(別紙様式)

法人名 社会福祉法人寿耕会

改善措置状況報告書

措置内容	改善措置状況
<p>1 架空の理事会・評議員会の議事録偽造や内容の改ざんを行うに至った原因を明らかにするとともに、これらの事案以外にも議事録の偽造、改ざんをした事例がないか、平成19年以前についても確認すること。</p> <p>また、当該事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、適正な理事会・評議員会のあり方を再検証して、具体的な再発防止策を講じること。</p>	<p>1. 前事務長に聞き取りを行った結果、理事会の招集を開催の15日から20日前に依頼するようにしていたが、平成20年に前理事長が倒れる以前に、前理事長が行くことができない場合には開催したように作成せよとの指示があったため開催したかのように議事録を偽造するに至ったとの回答であった。</p> <p>また、前理事長が平成20年に倒れた後も、前理事である前理事長の姉より前理事長が倒れたことを職員、その他関係者に知られないように隠すよう指示があったため、やむを得ず前事務長の判断で理事会を開催したかのように議事録を偽造したとの回答であった。これは倒れた後も理事長としての報酬や産業医報酬を得る為に指示をしたと思われます。</p> <p>さらに、欠席した理事、監事を出席したように改ざんした件についても、前理事長が平成20年に倒れる以前に指示があったために行ったとの回答であった。前理事長が倒れて以降の理事会においても改ざんが行われている理由については、以前指示があったためそれを踏襲して行ったとの回答であった。前理事長が倒れた後の改ざんについても以前から指示を受けていた為、前事務長の判断で行ったと思われます。</p> <p>加えて、偽造、改ざんされていた議事録には議事録署名欄に前事務長が保管していた印鑑で押印されており議事録署名人となっている理事は押印した覚えはなく印鑑も自身の知らないところで作られたものでした。</p> <p>2 平成19年度以前に行った理事会、評議員会に関しては当時から理事であった前事務長、前理事である理事長の姉及び医療法人関係者等に聞き取りを行い、議事録と照らし合わせて確認したが偽造、改ざんを行った事実は確認できなかった。合わせて、平成19年度以前の議</p>

2 前施設長（理事長）の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する前施設長給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに早急に不適正支出額の回収に努めること。

なお、不適正支出額の返済に応じないなど真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。

また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。

事録に関しては別の者が作成しており、すでに退職しているため作成の経緯について確認ができませんでした。

3 理事会議事録の偽造、改ざんについて指示をした前理事長及び前事務長は4月12日付で理事を辞任しました

4 これまでの理事会及び評議員会は大坂関係者の都合によって、日程等が決定していた。そのため、他の理事が出席できない日程であっても開催を強行するという事もあった。これが改ざんに至った原因の一端であるとも考えられる。そのため今後は、理事会及び評議員会の日程を事前に全ての理事及び監事並びに評議員に確認した後決定するようにします。また、議事録については前事務長が理事会及び評議員会の内容を聞き取り、それに基づいて作成していた為、不明確な点多々あると判断し、今後はテープレコーダによる録音を元に正確な議事録を作成することとします。

5 また、解明が不十分な点がある為、弁護士等を中心とした調査委員会を設置し実態の解明を行う所存です。さらに、調査委員会の実態の解明状況をみながら、必要があれば法的措置の検討も行います。

1 平成5年7月から平成18年5月までの前施設長（前理事長）の勤務実態について、前理事長が経営する医療法人関係者に確認したところ、医師である前理事長の妻が平成18年に死亡するまでは前理事長の代わりに病院で医師として働き、前理事長は当法人に出向くことが多かったとのことですが、事実を証明する証憑は存在しません。また、当時のタイムカード等は保存年限を過ぎたとの理由で破棄されていますが、当時からタイムカードの刻印の偽装も行っていたようです。当時事務長であった現施設長に確認したところ、開設当初より施設長としての給与を支払うよう指示を受け、またタイムカード等も常勤の勤務をしているように作成するよう指示を受けたため作成したとの回答があった。これらを総合的に判断すると、開設当初から勤務実態に関わらず常勤施設長としての給与を受け取ることができるよう、当時の事務長に出勤記録等の偽造の指示をしていたと思われます。

2 上記の検証結果に基づき、前理事長が施設長として勤

3 理事長の勤務実態をさらに詳細に調査した上で、理事長に対する理事長報酬等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。

なお、不適正支出額の返済に応じないなど真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。

また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。

務したとされる期間のうち、法人に記録が残っている平成8年から平成18年に支払われた給与等の総額、金84,147,168円を不適正支出として前理事長に請求します。

3 これら不適正な支出に関しては前理事長の指示により前事務長が開設当初の事務長（現施設長）から引継ぎ、タイムカードの偽装等を行っており、指示をした前理事長及びその勤務実態を偽装した前事務長及び施設長はその責任を取り平成25年4月12日付で理事を辞任しています。

4 また、前施設長の勤務実態に関して解明が不十分な点がある為、弁護士等を中心とした調査委員会を設置し実態の解明を行う所存です。さらに、調査委員会の実態の解明状況をみながら、必要があれば法的措置の検討も行います。

1 平成18年6月から平成23年3月までの前理事長の勤務実態を遡って調査しましたが、タイムカード等は作成しておらず、業務執行状況に関する記録は前理事長が倒れる以前に施設長に「月に1、2回来ているように作成せよ」との指示があり、施設長が偽造していたため勤務実態は定かではありません。これについて前事務長、施設長等に確認を行いました。来ていたことは確かだが正確な日時や回数、業務内容は定かではないとの回答であった。また、施設長に前理事長の産業医としての勤務実態を確認したところ、業務連絡ノートに“職場巡視”“理事長来訪”と記入した部分を以って産業医の職務に従事しているように装ったが実際には訪問も職場巡視も行われておらず、これらは前理事長が倒れる以前に前理事長から「月に2、3回程度は訪問し、産業医の業務を行っているように記録せよ」との指示があったとの回答であった。また、前理事長は倒れる以前には理事長として法人の業務を行う意思はあり、法人の業務を行っていた可能性はあるが、その実態を把握する記録はありません。産業医についてはその業務を行う意思は無く、報酬を得る為にあたかも業務を行っているように証憑の作成を指示していると考えられます。

4 前次長の勤務実態をさらに詳細に調査した上で、前次長に対する給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。

なお、不適正支出額の返済に応じないなど真摯な対応がない場合は法的措置を含め厳正な措置を講じること。

また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。

2 上記の検証結果に基づき、前理事長が理事長及び産業医として勤務していたとされる平成18年6月から平成23年3月のうち平成20年8月に前理事長が倒れた後の勤務が不可能と思われる理事長報酬、旅費として金8,000,000円及び産業医報酬として支払われた金3,200,000円の全額を不適正支出として前理事長に請求します。

3 これらの不適正支出に関し、指示をした前理事長及び指示を受けて記録等を偽造した施設長は平成25年4月12日付で理事を辞任しました。

4 また、前理事長の勤務実態について解明が不十分な点がある為、弁護士等を中心とした調査委員会を設置し実態の解明を行う所存です。さらに、調査委員会の実態の解明状況をみながら、必要があれば法的措置の検討も行います。

1 平成7年10月から平成23年2月までの前次長（前理事）である前理事長の姉の勤務実態について前理事である前理事長の姉に確認したところ、平成24年12月26日に鳥取県に回答したとおり、週半分程度勤務していたとの回答であるが事実を証明する証憑はありません開設当時の事務長（現施設長）及び前事務長から開設当初から平成17年までは週に3日程度出勤していたとの証言がありましたが証憑は存在しません。また、前理事長が開設当初に前次長が常勤で勤務したようにタイムカード等を作るよう当時の事務長（現施設長）に指示をしたとのことでした。

2 上記の検証結果に基づき、証憑等の提出がないため前次長が勤務していたとされる平成7年10月から平成23年2月のうち法人に記録が残っている平成8年1月から平成22年3月までに支払われた金59,558,812円を不適正支出額として請求します。

3 これらの不適正支出に関し、指示をした前理事長及び指示を受けてタイムカードを偽装した前事務長並びに不適正に支出された金銭を受け取っていた前次長である前理事長の姉は4月12日付で理事を辞任しています。

4 また、前次長の勤務実態について解明が不十分な点が

5 法人所有の乗用車2台について、利用実態を再確認するとともに、同様の事例がないか調査すること。調査の結果、法人に損害が発生しているのであれば、適正に損害額を算定して回収に努めること

6 法人と医療法人が不明瞭な健康診断業務委託契約を締結した経緯を明らかにするとともに健康診断の業務委託に不適正な事項はなかったか検証すること。

また、検証の結果、健康診断が法的な要件を満たしていなかったなど、健康診断業務委託に関して医療法人に債務不履行が認められた場合には、その責任を追及すること。

ある為、弁護士等を中心とした調査委員会を設置し実態の解明を行う所存です。さらに、調査委員会の実態の解明状況をみながら、必要があれば法的措置の検討も行います。

1 法人所有の乗用車が目的外に使用されていた件について、過去に遡り、開設当時の事務長（現施設長）、前事務長及び医療法人関係者に聞き取りを行い、さらに財産目録等と照らし合わせて確認を行ったが同様の事例は発見できませんでした。

2 今回、目的外使用されていると発覚した乗用車2台については前事務長に聞き取りを行ったところ、理事長の指示により購入後、法人に納車されることなく医療法人関係者が大阪へ持ち帰ったとのことであった。これは明らかに当法人で使用するために購入したのではなく、前理事長もしくは医療法人が使用するために購入したと考えられます。

3 上記の結果に基づき、乗用車2台について法人で使用された事実がないことから取得価格である金3,514,260円を不適正支出として前理事長に請求します。

4 また、法人所有の乗用車2台の利用実態について、解明が不十分な点がある為、弁護士等を中心とした調査委員会を設置し実態の解明を行う所存です。さらに、調査委員会の実態の解明状況をみながら、必要があれば法的措置の検討も行います。

1 健康診断業務委託に関して開設当時の事務長（現施設長）に確認したところ、前理事長より自身が経営する医療法人にて行うようにとの指示があり行っていたとの回答があったが当時の委託契約書は残っていませんでした

2 健康診断業務委託契約書に関して、前事務長に確認を行ったところ前理事長の指示により大阪にて作成され、法人所有の前理事長私印が押印されているが押印した者については不明であるとの回答があった。この契約書が作成された経緯、契約書の内容や契約者にも不明瞭な点が多く契約自体が不適正であると思われます。

3 健康診断業務委託契約書には、問診並びに血液検査、胸部レントゲン、心電図、尿検査を行うとあるが、実際

には胸部レントゲン、血液検査、心電図、尿検査のみが行われ、医師による問診は行われていなかった。これについては前理事長が経営する医療法人も認めています。

また、前事務長、施設長及び医療法人関係者に確認したところ平成19年度までの健康診断に関しては医師である前理事長が現地にて指示をしていたが、問診は行われていなかったとの回答があった。

なお、健康診断の内容に対する前理事長が経営する医療法人の回答では検査の結果を医師が判断し問題があった場合のみ医師による所見を報告するようにしているとのことであったが、そもそも健康診断業務委託契約書の内容に基づいて健康診断が行われておらず、さらには労働安全衛生規則（第44条）上、健康診断には「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」が必須とされているため医師による問診を伴わない健康診断は健康診断業務とはいえないと判断します。

4 上記の検証結果に基づき、当法人としてはこの健康診断業務委託契約は無効であると主張し、平成18年度から平成24年度に支払った金9,070,065円を医療法人に対して返金を求めます。

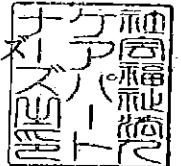
5 また、健康診断業務委託契約に関して、実態の解明が不十分な点がある為、弁護士等を中心とした調査委員会を設置し実態の解明を行う所存です。さらに、調査委員会の実態の解明状況をみながら、必要があれば法的措置の検討も行います。



発ケア 第 H25001 号
平成 25 年 5 月 17 日

鳥取県知事
平井 伸治 様

社会福祉法人 ケアパートナーズ
理事長 三島 義枝



改善措置状況報告書の提出について

平成 25 年 3 月 18 日付鳥取県達第 201200196701 号における改善措置の命令
につきまして、1 及び 2 の措置に関して別紙の改善措置状況報告書のとおり報
告いたします。

改善措置状況報告書

措置内容	改善措置状況																				
<p>1 平成16年の法人設立に際し支出された開設準備費(40,389,041円)の資金使途を解明し、客観的な証ひょう書類等に基づき法人業務との関連性を明らかにするとともに、この他にも使途不明金がないか再度確認すること。</p> <p>また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与したものの責任を明確にし、今後の再発防止策を報告すること。</p>	<p>(1) 開設準備費の資金使途と法人業務の関連性</p> <p>平成16年12月24日、当法人の口座から40,389,041円が前理事長Aの口座に振替え送金され、前理事長Aはこれを平成16年6月8日に金融機関から借り入れた4千万円の返済に充てた。</p> <p>当法人は、前理事長Aに対し、この40,389,041円で返済した借入金の使途を明らかにするように求めたところ、領収書等が確認できる支払として以下の10件の回答がなされた。</p> <table border="0"> <tr><td>①H 16.6.15</td><td>18,638円</td></tr> <tr><td>②H 16.8.19</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>③H 16.8.20</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>④H 16.9.8</td><td>2,500,000円</td></tr> <tr><td>⑤H 16.10.12</td><td>3,400,735円</td></tr> <tr><td>⑥H 16.11.30</td><td>2,100,000円</td></tr> <tr><td>⑦H 16.12.20</td><td>14,045円</td></tr> <tr><td>⑧H 16.12.20</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>⑨H 16.12.24</td><td>389,041円</td></tr> <tr><td>⑩H 17.6.20</td><td>800,000円</td></tr> </table> <p>また、前理事長Aの証言によれば、その余の資金のほとんどを、当法人の設立準備室とは関係のない他県で進めていた「高齢者向け優良賃貸住宅等関連事業」の準備費用のために使用したとの回答を得た。</p> <p>このうち⑥は、中浜ケアパートナーズの設計監理料の第1回目の支払分であり、当法人の業務との関連性が認められる。</p> <p>しかし、その他については、法人業務のための支出であることの証明がなく、当法人の業務との関連性は認められない。</p> <p>また、前理事長Aによれば、「高齢者向け優良賃貸住宅等関連事業」については、この事業を当法人</p>	①H 16.6.15	18,638円	②H 16.8.19	34,000円	③H 16.8.20	5,000円	④H 16.9.8	2,500,000円	⑤H 16.10.12	3,400,735円	⑥H 16.11.30	2,100,000円	⑦H 16.12.20	14,045円	⑧H 16.12.20	4,000円	⑨H 16.12.24	389,041円	⑩H 17.6.20	800,000円
①H 16.6.15	18,638円																				
②H 16.8.19	34,000円																				
③H 16.8.20	5,000円																				
④H 16.9.8	2,500,000円																				
⑤H 16.10.12	3,400,735円																				
⑥H 16.11.30	2,100,000円																				
⑦H 16.12.20	14,045円																				
⑧H 16.12.20	4,000円																				
⑨H 16.12.24	389,041円																				
⑩H 17.6.20	800,000円																				

改善措置状況報告書

に引き継ぐ予定であったので、前理事長 A の口座の資金をこの事業の開始に必要な費用の支払いに充てたとのことであった。

しかし、「高齢者向け優良賃貸住宅等関連事業」の準備費用に充てられたことについて、証憑書類等に基づき確認することはできなかった。

また、仮に当法人の開設準備費 40,389,041 円が「高齢者向け優良賃貸住宅等関連事業」の費用に充てられていたとしても、これはあくまで他の設立準備室の事業であり、当法人との関連性は認められない。

よって、「高齢者向け優良賃貸住宅等関連事業」の準備費用に使用されたものについても、客観的な証憑書類等に基づき法人業務との関連性が明らかにされたと認められない。

以上のとおり、⑥以外は当法人の業務と関連性のある正当な支出とは認められない。

(2) 新たに判明した使途不明金の解明と返還請求
平成 17 年度の決算で計上された建設仮勘定のうち 4,547,027 円についても、当法人の業務の関連性のある支出と認められない。

そこで、今後、この建設仮勘定の資金使途の解明に努めるとともに、当時の理事らに約定書を交わして返還させる。

(3) 不適切な支出を行うに至った原因と責任の明確化

今回の不適切な支出が行われたのは、前理事長 A が設立準備室の資金を管理しており、自らが支払い行為を行っていたこと、また他の設立準備室のメンバー B 乃至 E が資金の出入りを確認することがなかったため、けん制作用が働かず、設立準備室の資金の管理ができていなかったことに起因する。

そのため、開設準備費 40,389,041 円の不適切な

改善措置状況報告書

支出について第一次的な責任は前理事長 A にあるが、その監督を怠った点で第二次的な責任が設立準備室メンバー B 乃至 E にある。

前理事長 A 及び設立時の理事 E は既に理事を辞任しており、また設立時の理事 B 乃至 D もこのたび責任を取って辞任した。

また、前理事長 A はもちろん、設立準備室メンバー B 乃至 E も民事上の損害賠償義務を負う可能性があるところ、平成 25 年 2 月 20 日、前理事長 A 及び設立時の理事 B 乃至 D 名義で使途不明金全額及びその利息相当分として 42,504,196 円が返還された。

当法人の調査では (1) 及び (2) で報告したところまでしか確認することが出来なかった。

よって、さらに使途不明金を解明することを目的として、法律・会計等の専門家による第三者の調査委員会を発足させ、いっそうの解明に努めることとする。

今後の第三者による調査委員会の事実解明によっては、必要に応じてさらなる法的措置を検討する。

(4) 今後の再発防止策

今回の事案は法人設立前の設立準備室において発生したものであるが、適正な経理処理が行われていなかったことに原因がある。

そこで、当法人は、理事について新たに 4 名を選任するとともに、監事については 2 名とも入れ替えた。

特に、新たな監事に税理士 1 名を加えることで、監事機能の充実・強化を図った。もちろん、顧問税理士は別に依頼しており、適正な会計処理のための指導を受ける。

また、適正な会計処理が守られるように、監査を

改善措置状況報告書

	<p>年2回実施する。</p> <p>なお、今回の役員体制の見直しでは、2名の理事が留任となっているが、第三者による調査委員会の調査結果に基づき、これら理事の退任が必要であると判断された場合には交替してもらうこととする。</p> <p>さらに、これまで以上に法令を遵守するとともに、出納職員と会計責任者をそれぞれ設置し、金融機関の取引の際に個人で単独に処理できない体制を構築するなど、引き続き「社会福祉法人ケアパートナーズ経理規程」を厳格に履践する。</p>
--	---

改善措置状況報告書

措置内容	改善措置状況
<p>2 平成 16 年の法人設立時に履行されていない寄附金 (20,000,000 円) について、寄附が履行されなかった経緯及び理由を明らかにし、寄附金贈与契約の有効性を確認するとともに、今後の法人の対応を報告すること。</p>	<p>(1) 寄附金が履行されなかった経緯及び理由</p> <p>平成 16 年 10 月 5 日、前理事長 A との間で、当法人設立の際の資金として、設立後 1 週間以内に 2 千万円を贈与する契約を締結した。当法人は、同日、鳥取県知事に対し、設立認可の申請を行った際、この贈与契約書と、2 千万円の資産証明として金融機関の残高証明書を添付した。</p> <p>ところが、この 2 千万円は、前理事長 A が金融機関から借入した 4 千万円の一部を前理事長 A 名義の別口座へ振り替えたものにすぎず、結局、前理事長 A の借入金 4 千万円は当法人が設立後に借入れた資金で返済された。</p> <p>しかも、前理事長 A 名義の口座にあった上記 2 千万円は、継続して現金払出が行われ、設立登記がされた平成 17 年 1 月 11 日の時点で残高は 800,077 円となっていた。</p> <p>平成 16 年 12 月 16 日、当法人の設立が認可されたため、前理事長 A に 2 千万円の贈与の履行を求めたが、前理事長 A は経営していた会社の経営状況が悪いこと、及び全国共済農業協同組合連合会より約 3 千万円の助成金の話があったことを理由にこれを履行しなかった。</p> <p>しかし、かかる前理事長 A の一連の行動に鑑みると、前理事長 A はもともと 2 千万円を履行する意思がなかったものと認められる。</p> <p>また、上記前理事長 A の行為は単独で行われており、設立時の他の理事 B 乃至 E は把握できていなかった。</p> <p>しかも、贈与が履行されない状況に至っても、設立時の他の理事 B 乃至 E はこれを理事会に諮ることもなく、前理事長 A に対して厳しく贈与の履行を求めることもなかった。</p>

改善措置状況報告書

	<p>結局、その後も前理事長 A から 2 千万円の贈与が履行されることはなく、前理事長 A は、平成 18 年 12 月 12 日、理事長を辞任した。</p> <p>(2) 寄附金贈与の有効性と今後の法人の対応について</p> <p>当法人が弁護士に相談したところ、贈与契約における債務の時効は 10 年であり、平成 16 年 10 月 5 日に締結した贈与契約は有効である。また、当法人は、平成 25 年 5 月 13 日、かかる贈与契約について前理事長 A から債務を承認する書類を取り付けた。</p> <p>この贈与契約における贈与義務の履行は、本来、債務者である前理事長 A により履行されるべきであるが、平成 25 年 2 月 20 日、設立時の理事 B 及び C より、第三者弁済として 1 千 4 百万円が支払われた。</p> <p>B 及び C によると、前理事長 A は、現在、資金的余裕がなく贈与の履行は困難なため、設立当時の理事の責任上、また当法人の維持及び更なる発展を願って、その時点で用意できる金額を前理事長 A に代わり贈与したとのことであった。また、今後、B 及び C は、前理事長 A に対し、第三者弁済について求償を行うとのことである。</p> <p>なお、未履行分の 6 百万円については、平成 25 年 5 月 13 日、前理事長 A との間で、執行認諾文言を付した上で支払期限を平成 25 年 12 月末日と定めた公正証書を作成し、確実に履行してもらうよう引続き努力する。</p>
--	---

社会福祉法人「あすなる会」の改善状況について

平成25年5月21日
福祉保健課

社会福祉法人あすなる会の改善状況については、適宜、報告をしているところですが、前回報告(平成24年7月2日)以降の主な動きは、下記のとおりです。

<改善命令の経緯>

- ・平成22年2月15日 改善措置命令発出
- ・平成22年4月13日 改善措置状況報告書提出

(1) 刑事裁判の動向

被告	年月日	概要
元あすなる会専務理事兼 元(株)ハマサキ 代表取締役専務	H23.9.28	鳥取地裁判決:業務上横領罪 懲役3年(実刑)
	H23.10.7	広島高裁(松江支部)に控訴
	H24.3.23	広島高裁(松江支部)が控訴を棄却
	H24.4.4	最高裁に上告
	H24.6.22	上告を取り下げ。【1審判決が確定】 ⇒ H25.3.29本人死去
元(株)ハマサキ 総務部長兼会計責任者	H23.9.28	鳥取地裁判決:業務上横領罪 懲役3年(執行猶予5年)【確定】
元(株)ハマサキ 会計責任者	H23.10.5	鳥取地裁判決:業務上横領罪 懲役3年(執行猶予5年)
	H23.10.6	広島高裁(松江支部)に控訴
	H24.5.11	広島高裁(松江支部)が控訴を棄却
	H24.5.22	最高裁に上告
	H24.9.4	最高裁が上告を棄却。【1審判決が確定】

(2) 改善状況

改善命令	改善状況
法人外流出した資金の回復に努めるとともに、回復方法、回復見込額等を明らかにすること。 【外部流出額】 490,706,301円	(株)ハマサキ(平成21年12月11日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出。(H22.1.13)
	元あすなる会副理事長兼元(株)ハマサキ代表取締役社長(平成22年3月18日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出。(H22.4.16)
	法人外流出した490,706,301円について、損害賠償請求訴訟を鳥取地裁に提起。(相手方:元あすなる会理事長、元あすなる会専務理事、元(株)ハマサキ総務部長の3名)(H22.9.1)
	元あすなる会副理事長に対する破産債権について、573,714円があすなる会に対して配当、払込み。(H22.10.1)
	元あすなる会副理事長に対する破産債権について、福祉医療機構に対する配当631,728円をあすなる会が取得。(H22.11.10)
	(株)ハマサキに対する破産債権について、540,209円があすなる会に対して配当、払込み。(H23.4.8)
	元あすなる会理事長兼元(株)ハマサキ会長(平成24年3月23日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出。(H24.9.24)
元あすなる会理事長に対する破産債権について、79,162円があすなる会に対して配当、払込み。(H25.5.28払込み予定)	
法人の経営健全化のため、法人名義の金融機関からの借入金について、不明瞭な部分の解明に努めること。 【借入残額】 429,815,000円	金融機関からの借入残額(429,815,000円)について、債務不存在確認訴訟を提起。(銀行側も訴訟を提起、併合されて裁判が継続中)(H22.2.12)
	国債の相殺に関連して、国債の受入先について金融機関変更に応じなかった国に対して国債償還請求訴訟を提起。(H22.2.12)
	国に対する国債償還請求を鳥取地裁が棄却。(H23.9.16)
	国に対する国債償還請求を広島高裁(松江支部)に控訴。(H23.9.30)
国に対する国債償還請求を広島高裁(松江支部)が棄却。(H24.11.14)	
本部会計と施設会計間の不適切な会計処理を是正すること。 【貸付金額】 250,000,000円	他の施設会計の余剰金を本部会計に集約し、繰入可能額を超える施設会計から本部会計への貸付金を返済する計画について、理事会で承認。(H22.7.8)
	<返済計画(実績)> ○貸付金250,000千円を平成22~23年度で清算する(した)。 ・平成22年度:125,000,000円(清算済み) ・平成23年度:125,000,000円(清算済み)
法人及び施設運営にかかる影響(資金不足、収益、信用力の有無等)を調査し、利用者へのサービス低下及び職員の処遇低下を招くことがないようにすること。	公認会計士による外部監査を実施(H23.2.9~17)(延べ6日間)
	「岩井あすなる」が福祉サービス第三者評価を受審(H23.11.29)
	「高草あすなる」が福祉サービス第三者評価を受審(H24.12.25)
	「松の聖母学園」が福祉サービス第三者評価を受審予定(H25.12)

